

広報活動におけるソーシャルメディアの利用について

中野区公式ホームページ等を通じた広報活動を拡充するためソーシャルメディアを情報提供媒体として利用する。

1 目的

中野区公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する主に緊急性の高い情報を迅速に区民等に伝え、広めることを目的とする。

2 利用するソーシャルメディア

情報提供媒体として利用するソーシャルメディアは、現在広く普及している T w i t t e r（以下「ツイッター」という。）とする。

3 アカウントの取得等

(1) アカウントの取得及び管理者

広報活動に利用するツイッターのアカウントは、政策室広報分野が取得し、アカウントの管理は、広報分野統括管理者が行う。

(2) アカウントの登録

なりすまし等を防止するため、アカウントは経済産業省が民間事業者と連携して構築した、公共機関のツイッターのアカウントを認証する仕組み（J ガバメント o n ツイナビ）に登録して、公式アカウントとしての認証を受け、ホームページから確認できるようにする。

4 ツイートの内容

(1) ホームページの緊急情報、注目情報に掲載した情報の表題及び概要並びにリンク先の U R L

(2) その他、広報分野統括管理者が区民にとって有益であるためツイートすることが必要と判断した情報

5 ツイッターの利用方法

区からはツイートするのみで、原則としてリプライ（返信）等の他の機能は利用しない。区民等からの問い合わせ及び意見は、ホームページに掲載した情報発信元の電話、ファックス又はメールで受け付ける。

6 ツイッターの運用基準の明示

ツイッターの運用基準を定め、下記のとおりホームページに明記し、ツイッターからもリンクして確認できるようにする。

〈ツイッターの運用基準〉

I ツイートする主な内容

- (1) ホームページの緊急情報、注目情報に掲載した表題及び概要並びにこれらのリンク先のURL
- (2) その他区民にとって有益な情報

II ツイートの時間

ツイートは、原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行う。

III リプライについて

- (1) 原則として、リプライ（返信）は行わない。
- (2) 問い合わせ及び意見は、リンク先のホームページに掲載した情報発信元の担当分野の電話、ファックス又はメールで受け付ける。

IV 区のツイッターの利用にあたって

ツイートの内容については、リンク先のホームページでの確認を呼びかける。

7 実施の予定

平成23年11月から運用を開始する。